学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置（案）に関する意見募集の結果について

令和７年 12 月 25 日
こども家庭庁支援局総務課
こども性暴力防止法施行準備室

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置（案）について、令和７年 10 月 20 日から令和７年 11 月 18 日までの間、国民の皆様から御意見を募集したところ、寄せられた御意見はございませんでした。

当該告示案については、別途御意見を募集しました「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（案）」と併せ、本日公布されました。

今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。